

CLYTIA ご利用規約

第1条 定義

本規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。また、本規約の各条項(前文及び別記等の内容を含みます。以下同様とします。)において定義される用語の意義は、文脈上明白に異なる場合を除き、その他の各条項において同一の意義を有するものとします。

- (1)『配送予定日』とは、本部がお客様からの届出に基づいて本商品等を配送する予定日をいいます。ただし、このお客様の指定する予定日に変更が生じた場合、変更された後の最新の予定日を配送予定日として取り扱うものとします。
- (2)『利用開始日』とは、お客様が指定した本製品の初回配送予定日のうち、この初回配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該初回配送予定日をいいます。なお、お客様による本製品の現実の受領日又は本部においてその確認ができた日の如何は問わないものとします。
- (3)『休止』とは、次のいずれかによって本サービスを止めることがあります。
 - ①お客様が希望して本サービスを一時的に止めること(以下「お客様による『休止』」といいます。)
 - ②本部が強制的に本サービスを止めること(本商品の配送を停止することを含みますが、これに限定されません。以下、「本部による『休止』」といいます。)
- (4)『解約』とは、『申出解約』及び『強制解約』をいいます。
- (5)『申出解約』とは、お客様が本サービス利用契約の解約を本部へ通知し、本部の定める手続きを経て、当該契約の解約をおこなうことをいいます。
- (6)『強制解約』とは、お客様が第10条3項各号のいずれかに該当し、本部が強制的に本サービス利用契約の解約をおこなうことをいいます。
- (7)『解約確認日』とは、『申出解約』の場合はお客様の解約通知を本部が確認した日を、『強制解約』の場合は第10条3項各号記載の事由が発生したと本部が合理的な理由により認めた日をいいます。
- (8)『解約日』とは、『解約』において本部が定める手続きが完了した日をいいます。
- (9)『時間帯指定配達』とは、本部が配達を委託する配達事業者が別途定める暦日、曜日又は時間帯の範囲内でお客様が指定する内容に従って本商品等をお届けするサービスとなります。ただし、配達事業者の都合により、この時間帯指定配達をおこなうことができない場合があります。また、お客様が法人となる場合には、時間帯指定配達のご利用はできません。
- (10)『ご契約者様』とは、第2条1項に基づいて本サービスの利用を申し込み、かつ、第2条6項に基づいて本サービス利用契約を締結した方をいいます。なお、ご契約者様は、原則として本サービスの提供を受け、かつ、本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方とします。
- (11)『お支払者様』とは、第5条11項ただし書に基づき、ご契約者様に代わって本規約に基づいて代金等をお支払いいただく方をいいます。
- (12)『ご利用者様』とは、第2条4項に基づいて届け出た本サービスの配達先となる方をいいます。
- (13)『お客様』とは、原則としてご契約者様ご本人をいいます。ただし、ご契約者様とお支払者様が異なるときは、本規約中の『お客様』の表記を適宜『ご契約者様』又は『お支払者様』に読み替えるものとします。
- (14)『定期配達』とは、第2条4項に基づいてお客様が本部に届け出た配達周期(その変更の届出があるときはその変更後の配達周期)に従って本部が本商品を配達することをいいます。
- (15)『追加配達』とは、お客様が定期配達される本商品以外に臨時に本商品の購入を希望した場合に、本部が本商品を配達することをいいます。
- (16)『代金』とは、お客様がお支払いいただく本商品の販売代金をいいます。
- (17)『レンタル料』とは、お客様がお支払いいただく本製品のレンタル料をいいます。
- (18)『代金等』とは、お客様が本規約に基づいて支払う代金、レンタル料その他一切の金員をいいます。
- (19)『本プラン』とは、本部が提供する本サービスのうち、別記に定めるプランをいいます。
- (20)『製品変更』とは、本製品の配送予定日よりも前に、お客様のご希望により、お客様が本サービスのお申込時に希望された本製品の機種・カラー・サイズ等を変更することをいいます。
- (21)『製品交換』とは、現在利用する本製品に係る配達予定日(この配達予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配達予定日)に限り、お客様のご希望により、納入済みの本製品をお客様の希望する別の本製品に交換することをいいます。
- (22)『利用開始前キャンセル』とは、本サービスの利用開始日の到来までに、お客様のご希望により、第2条1項に基づいておこなった本サービスの利用申込みを取り消すことをいいます。

第2条 本サービスのお申込み及び契約成立

1. お客様は、本規約に同意の上、所定の方法により本サービスのお申込みをおこなうものとします。なお、お客様による本サービスの申込みがあるときは、お客様が本規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
2. 本サービスの利用条件及び利用資格は以下各号のとおりとします。なお、以下各号の詳細は、別記に定めるものとします。
 - (1)本サービスには、最低限ご利用いただく期間(以下「最低利用期間」といいます。)の定めがあり、最低利用期間内は必ず本規約に従って本サービスをご利用いただくものとします。

プレミアムウォーター株式会社(以下「本部」といいます。)は、飲料水(以下「本商品」といいます。)の宅配方式による販売及び本商品専用ウォーターサーバー(以下「本製品」とい、本商品と総称して「本商品等」といいます。)の提供サービス(以下、併せて「本サービス」といいます。)を運営しています。この「CLYTIAご利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、本部とお客様との間で成立する本サービスの利用に関する契約(以下「本サービス利用契約」といいます。)を規定するものです。

- (2)本サービスは、原則、20歳未満の方はお申込みいただけません。
- (3)別記に定める本サービスの提供外地域を除いた地域で本サービスをご利用いただく必要があります。
- (4)その他利用条件及び利用資格を定めている場合にはこれらを遵守いただく必要があります。
3. お客様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従い、お客様情報として別記に定める各項目を届け出るものとします。(以下、届出いただいた各項目を総称して「届出事項」といいます。)
4. お客様は、本サービスのお申込時に、本部が定めたフォーマットに従い、別記に定めるお客様の希望する配達のルールの各項目を届け出るものとします。(以下、届出いただいた各項目を総称して「配達基本ルール」といいます。)
5. お客様は、本条3項及び本条4項に基づいて本部に届出事項及び配達基本ルールを届け出るにあたっては、これらの内容の正確性を期するようにするものとします。万が一、これらの内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
6. 本サービス利用契約は、本部が本サービスのお申込みを承諾した時点で、本製品1台ごとに本部とお客様との間で成立するものとします。なお、本部の顧客管理システムへの届出事項及び配達基本ルールの登録完了をもって本部がこの承諾の意思表示をおこなったものと取り扱います。なお、本部は、お客様による本サービスの申込みの諾否について自由な裁量を有しており、また、お客様による本サービスの申込みを承諾しない場合であっても、その理由をお客様に開示する義務を負わないものとします。
7. お客様は、本サービスお申込みにあたり、本製品1台につき別記に定める初回登録事務手数料を支払うものとします。
8. 本部は、お客様に対する本製品の初回配達後にお客様による本製品の受領拒否その他の事由によって本製品の受領の見込みがないと判断したときは、本条6項の承諾を取り消すことができるものとします。
9. 本部は、サービス提供に関する内容について、電子メール、携帯メール、SMS、MMS等の電子的手段でお客様の電子機器やモバイルデバイスに直接接続、又は公式ホームページ、公式アプリにてご案内する場合があるものとし、お客様はこれを承諾するものとします。なお、お客様は、これらの案内を拒否するときは、本部が別途指定する方法で届け出るものとします。ただし、お客様は、この届出があったとしても、本商品等に関する事故、本商品等の配達に対する障害となる事象の発生その他本サービスの利用に関して注意喚起を要する事象等が発生したときは、本部から連絡することがあることを承諾するものとします。

第3条 届出事項及び配達基本ルールの変更

1. お客様が届出事項及び配達基本ルールの変更を希望されるときは、クリティアカスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」といいます。)へご連絡ください。カスタマーセンターの詳細は、別記をご参照ください。
2. 本部に届出いただいた届出事項及び配達基本ルールに変更が生じた場合、お客様は遅滞なく本部が別途指定するウェブページ(以下「マイページ」といいます。)又は公式アプリ、カスタマーセンターへ変更事項を届け出るものとします。なお、お客様によるこれらの変更が届けられなかったこと又はその変更の届出の内容の全部若しくは一部が正確でなかったことによって本サービスの利用ができないことその他の不利益(お客様による当該変更届出の遅滞又はその内容の不備によって返送事務手数料その他の費用等が別途発生することを含みます。)については、お客様がこれを負担するものとします。
3. 本条2項の届出がないために、本部からの通知又は送付書類その他のものが延着又は不着となった場合、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。
4. 届出事項及び配達基本ルールの各項目の変更内容の適用は、原則、その変更を受け付けた日の翌日までにおこなわれるものとします。ただし、お客様が届け出た内容に不備がある場合又はやむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。
5. お客様は、本部の指定する方法に基づいて設定されるマイページのID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を厳重に管理するものとし、このID等を第三者に貸与、譲渡、共有等してはならないものとします。
6. お客様のID等に関する管理が不十分であること、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は、お客様自身が負うものとし、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本部は一切の責任及び義務を負わないものとします。
7. 本部は、お客様に対して設定したID等を介しておこなわれる本サービスの利用はこのID等の設定を受けたお客様による使用とみなすものとし、お客様は、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、この使用に関する一切の責任を負担するものとします。

第4条 注文及び配達

1. 本商品は、配達基本ルールに従って定期的にお客様に配達されます。配達は本部指定の配達事業者がおこないます。お客様による配達事業者の指定は承りません。
2. お客様は、定期配達以外に臨時に本商品が必要となった場合、追加配達をカスタマーセンター若しくはマイページより注文いただけます。
3. 本部は、お客様から本条2項に基づく追加配達の注文を受け付けた場合、別途本部が指定する日以降に追加配達の注文を受けた本商品をお客様に配達するものとします。
4. お客様は、お客様が指定される配達地域等により別途送料をお支払いいただく場合があるものとします。
5. 本部は、お客様の注文が本規約に違反し、若しくはそのおそれがある場合には、合理的

- な裁量のもとでその注文に応じず、又はこの違反のおそれが解消されたものと判断するときまで注文に基づく本商品の出荷その他の対応を停止することができるものとします。
6. 配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの本商品等が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、別記に定める配送事務手数料をお支払いいただきます。お客様は、本商品等に契約不適合(本部が定める本商品等の規格、使用条件、品質基準並びに本商品等が通常有すべき安全性、品質等を有しないことをいいます。以下同様とします。)がある場合等を除き、お届けされた本商品等を返品できないものとします。ただし、お客様は、お届けされた本商品等が注文した本商品等と異なる場合、送料を本部負担にてこれらの交換・返品をおこなうことができます。
7. 自然災害、物流事情等その他やむを得ない事由(第17条1項各号に定める事由を含みます。)により現在お客様に配送されている本商品を配送できない場合、本部は、当該本商品の販売価額及び送料と同額で、ほかの場所で製造された本商品又は異なる容量の本商品をお客様へ配送いたします。
8. 配送事業者の都合又は交通事情、その他配送事業者の配送事情によりご指定の暦日、曜日又は時間帯に配送できない場合があります。したがって、本部は、お客様から指定された内容に従って配送事業者が本商品等を確実に配送することを保証しません。ただし、本部は、お客様から指定された内容に従って本商品等を配送できるよう、配送事業者に対して合理的な指導を実施します。

第5条 利用料金及びその支払い

- お客様は、本部に対し、定期配送及び追加配送の出荷実績その他本サービスの利用状況等に基づき、別途本部が決済手段ごとに指定する締切日及び支払期日に従い、別途本部が指定する代金等を支払うものとします。
- お客様の選択する決済手段によって別途手数料が発生する場合、お客様はこの手数料を負担するものとします。
- 本部による代金の請求は、本商品の出荷時を基準におこなわれます。
- 本部による本製品の初回レンタル料の請求は、本製品の配送予定日(この配送予定日について本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日)に限ります。)の属する月の翌月以降におこなわれるものとし、以後、各月にレンタル料の請求がおこなわれるものとします。なお、ある月において本製品の使用日数が1か月に満たない場合であっても、日割計算をおこなわないものとします。
- お客様は、本製品のうち別記に定める本製品をご利用の場合において、別記に定める期間までに『解約』があるときは、この期間のうち未経過月数分のレンタル料を一括で支払うものとします。
- 決済方法としてクレジットカードを選択されたお客様については、以下各号に定める利用上の留意事項を遵守又は承諾していただくものとします。
 - お客様から本部の指定する決済システムの運用事業者にてご登録いただいたクレジットカード番号、有効期限が変更又は更新された際、クレジットカード事業者より事前にお客様に通知することなく、お客様の新しいクレジットカード番号、有効期限が本部の指定する決済システムの運用事業者に通知される場合があります。この場合、お客様は新しいクレジットカードにより本部に代金等を異議なくお支払いいただくものとします。
 - お客様より事前にご連絡がない限り、ご登録いただいたクレジットカードより継続して代金等をお支払いいただくものとします。
 - お客様がクレジットカード事業者に立替払いされた代金等をクレジットカード事業者の規約に基づきお支払いをされなかった場合、その後のクレジットカード決済がご利用いただけない場合があります。また、一度クレジットカード決済がされた場合でもクレジットカード事業者により取り消される可能性があります。
- お客様から届出いただいた決済方法が何らかの理由により代金等の決済にご利用いただけない場合、本部の判断により本部が別途指定する決済方法に従ってお支払いいただきます。この場合、お客様が新たに決済方法を届け出たときは、本部の別段の指示がある場合を除き、この最新の決済方法に従い、お支払いが未了の代金等を含む一切の代金等をお支払いいただくことになります。なお、本部は、お客様によるお支払いが確認できるまでの間、第9条1項に基づいて本部による『休止』をすることができるものとします。
- 本条7項に基づき、本部が別途指定する決済方法が請求書による支払いの場合、お客様は送付先1か所につき事務手数料330円(税込)/枚を負担するものとします。
- 代金等のお支払いが支払期日を過ぎても確認できなかった場合、お客様は、未払いの代金等に加え、これに対する支払期日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。また、支払期日を経過した代金等については、本部が必要と判断する対応をおこないます。
- お客様が本部に対して本規約に定めのない役務を依頼する場合、別途費用が発生する場合があります。
- 本サービスのご利用にあたり、ご契約者様と異なる名義による代金等の決済は受け付けておりません。ただし、ご契約者様と緊密な関係にある者として本部が特に認めた場合に限り、ご契約者様と異なる方の名義による代金等の決済を受け付けます。
- ご契約者様は、お支払者様が代金等を支払う能力を有し、かつ、ご契約者様に代わって遅滞することなく適切に代金等の全部を支払えることを表明し、保証するものとします。万が一、お支払者様が代金等の全部又は一部の支払いを遅滞したときは、ご契約者様は、以後、本部が指定する方法に従い、お支払者様によるお支払いが未了の代金等を含む一切の代金等を支払う義務を負うものとします。
- 本部は、消費税率の改定がある場合、その改定内容に応じて代金等の消費税率を適宜改定することができるものとします。

第6条 代金等の回収

- お客様は、本規約上の規定により本部に対して支払う料金その他の債務に係る債権につき、本部が別途指定する事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対して当該債権を譲渡し、又はその債権の回収業務を委託することにつきあらかじめ承諾していただくものとします。
- 本部及び請求事業者は、本条1項に基づいて債権譲渡又は債権回収業務の委託をおこなう場合であっても、お客様への個別の通知又はお客様からの個別の承諾を要しないものとします。

3. お客様は、債権譲渡又は債権回収業務の委託先となる請求事業者が債権の回収状況等の情報を本部に開示することがあることにつきあらかじめ承諾いただくものとします。

第7条 遵守事項等

- お客様は、本サービスのご利用にあたり、以下各号に定める事項を遵守しなければならないものとします。
 - 本商品記載の賞味期限内に消費すること
 - 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って設置及び取り扱うこと
 - 本製品を付属の説明書並びに本部の指導に従って各部位のお手入れをおこなうこと
 - 本製品には本部から直接に提供される本商品を使用するものとし、また、本製品に他社の商品を使用しないこと
 - 本製品の水漏れに備え(ボトル差込み不良、誤った使用方法等)、床下暖房、絨毯、床下配線等がある場所への設置を避けるとともに、本製品に付属する説明書に従って適切に本製品を使用すること
 - 本製品の使用にあたっては、幼児その他本製品の使用方法を適切に理解することが困難な者が容易に本製品を使用することができないように適切な注意を払うこと
 - 本部に届出をせず、本製品の設置住所を変更しないこと
 - 本部による事前の承諾を得ることなく、営利目的で本サービスを利用しないこと及び有償又は無償の如何を問わず本商品等並びに契約上の地位を第三者に対する譲渡、転貸又は担保権の設定の目的としないこと
 - 代金等の支払いが合理的に可能な範囲内で本サービスを利用するとともに、本商品等の注文等は自らが合理的に消費等できる数量に留めること
 - 本項1号から9号までに定める事項のほか、本部が別途指定した禁止行為をしないこと
- 本部は、本商品の追加配送、本サービスの『休止』、『申出解約』、『製品変更』、『製品交換』、『利用開始前キャンセル』の申出、届出事項及び配送基本ルールの変更等の各種申出について、原則としてご契約者様からの申出のみ受け付けるものとします。また、本部は、お申出をされた方がご契約者様本人であるかを確認するため、合理的な措置を講じができるものとし、お申出いただいた方はこれに協力いただくものとします。ただし、配送基本ルールの変更等については、ご利用者様からの申出も受け付けさせていただく場合があります。

第8条 お客様による『休止』

- お客様が本サービスの『休止』を希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンター若しくはマイページよりご依頼いただくものとします。
- お客様は、本サービスの『休止』を希望される場合、本サービスが再開されるまでの間、別記に定める期間に応じて、本部に対し、休止手数料を支払うものとします。ただし、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。

第9条 本部による『休止』

- 本部は、お客様が以下各号のいずれかに該当する場合、本サービスを『休止』します。なお、『休止』の期間においても本製品のレンタル料は毎月発生するものとします。
 - 第10条3項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当する場合において、同項の定めにかかわらず、『強制解約』をおこなうことなく当該各号に該当する原因となる事実等の是正を求めることが相当であると本部が判断した場合(お客様の代金等のお支払いが確認できない場合において、直ちに『強制解約』をおこなわずに支払いの催促をおこなうことが相当であると本部が判断した場合を含みますが、これに限定されません。)
 - 第10条3項各号(第8号及び第9号を除きます。)のいずれかに該当するおそれがあると合理的な根拠に基づいて判断した場合
 - 本部が、定期配達や追加配達をおこなったにもかかわらず、本商品が本部に返送された場合(お客様がご不在で本商品をお受け取りになられず、本商品が本部に返送された場合を含みます。ただし、第8条1項に基づき事前に『休止』の届出をいただいた場合を除きます。)
 - 本サービスの利用期間中においてお客様の届出いただいた決済方法が、何らかの理由によって代金等の決済に利用できなくなった場合
 - 本項1号から4号までの各号に類する事由がある場合
- お客様は、本サービス利用期間中において本サービスの利用再開を希望する場合、本部の指示に従い、本条1項各号のうちお客様の該当する『休止』事由を解消することによって本サービスを再開することができるものとします。
- 本部は、本条1項各号までの事由を根拠に『休止』をおこなった場合であっても、お客様の信用状況の変化その他の事由により、『休止』を継続することなく第10条3項に基づいて『強制解約』をおこなうことができるものとします。

第10条 本サービスの『解約』

- お客様は本サービスの『解約』がある場合、本規約に基づいて発生する本部に対する一切の債務を本部が指定する期日までにお支払いいただくとともに、本部の定める方法により本製品をご返却いただきます。
- お客様は、本サービスの利用開始日を起算日としたうえで、お申込みいただいた本プランの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、お客様がお申込みいただいた本プランに応じて、別途定める契約解除料を支払うものとします。
- お客様が以下各号のいずれかの事由に該当した場合、本部は、何らの通知・催告等をせずに『強制解約』をおこなうことができます。
 - お客様がお申込みに際し、氏名や住所等お客様の特定、信用状況又は本サービスの利用資格の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - 代金等のお支払いを1回でも遅延した場合
 - お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合

- (4) 本部及び本サービスの提供にかかる第三者の名誉を毀損又はその他の権利を害した場合
- (5) ほかのお客様の迷惑となる行為があった場合
- (6) 第7条記載の遵守事項その他本規約上の義務に違反した場合
- (7) 本項1号から6号までの各号に類する事情により、本部がお客様への本サービスの提供を不適当であると判断した場合
- (8) お客様が第8条1項に基づいて本サービスの『休止』を希望された日から遡った直近の本商品の配送予定日の属する月より起算して4か月目となる月の末日を経過するときまでに、連続して本商品の出荷が確認できない場合(本製品内の衛生保持が困難になるため)
- (9) 本部が第9条1項各号に基づいて『休止』をおこなった場合において、お客様による受領が確認できた本商品に係る配送予定日のうち直近の日の属する月より起算して4か月目となる月の末日を経過するときまでに連続して本商品の出荷が確認できない場合(当該期間内に『休止』の原因が解消されずに本商品の配送が連続して『休止』されている場合を含みます。)
- (10) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団その他不当な目的のもとで経済的利益を追求する団体又は個人(以下「反社会的勢力」といいます。)に属し、又は反社会的勢力と関係を有することが判明した場合
- (11) お客様又はお客様が第三者を利用して、本部及び委託先の事業者に対し、法的責任を超えた不当要求行為、詐術、脅迫的言辞、その他これらに準ずる行為をおこなった場合
- (12) 本項1号から11号に定めるほか、その他の事由により本部とお客様との間の信頼関係が著しく破壊された場合
- 4. お客様が本条2項各号のいずれかに該当する場合、お客様は、本部による格別の意思表示を要することなく当然に本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を本部に支払うものとします。
- 5. 本条1項から2項に定める手続きが完了したことを本部が確認した日を『解約日』とします。

第11条 本製品の『製品変更』

- 1. お客様は、お申込時に希望された本製品の『製品変更』を希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で『製品変更』をおこなうことができるものとします。
- 2. お客様は、本条1項で定める期日の経過後に『製品変更』を申し出た場合、既に本部から本製品を出荷しているため、本部に対し、別記に定める変更事務手数料を支払うものとします。

第12条 本製品の『製品交換』

お客様は、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)以降に、本製品の『製品交換』を希望される場合(初期不良品や本部の責めに帰すべき事由によって生じた故障を原因とする交換は含みません。)、本部に対し、別記に定める交換事務手数料を支払うものとします。

第13条 本サービスのキャンセル

- 1. お客様は、『利用開始前キャンセル』をご希望される場合、別記に定める期日までにカスタマーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。
- 2. お客様は、本条1項で定める期日から本製品を受領するときまでの間に『利用開始前キャンセル』を希望する場合、原則として、別記に定める事務手数料をお支払いいただくものとします。
- 3. お客様は、本製品を受領した後は、原則、本サービスの申込みをキャンセルすることができないものとします。なお、本サービスの利用の終了を希望するお客様は『申出解約』をおこなうものとします。また、『申出解約』は第10条1項及び2項に定める義務の履行を確認した時点で手続きが完了するものとします。
- 4. 本条2項及び3項の定めにかかるわざ、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客様に取消権又は解除権(クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。)が認められている場合であって、お客様はこれらの権利に基づいて本サービスのキャンセル又は『解約』を希望されるときは、本条2項で定める事務手数料又は本条3項で定める契約解除料をお支払いいただく必要はありません。

第14条 個人情報の取扱い

- 1. 本部は、本サービスを提供するために、お客様(法人のお客様の場合は、その組織に帰属する個人)に関する個人情報(個人情報の保護に関する法律(2003年法律第57号)第2条1項の定義に従います。以下同様とします。)を提供いただくものとします。この場合における利用目的は別記に定めるとおりとします。
- 2. お客様は、本部に対して提供する情報が十分でない又は不正確である場合には本サービスの提供が十分に受けられない可能性があることをあらかじめ了承するとともに、このことによって生じる不利益について本部に対して異議を申し立てないものとします。
- 3. お客様は、本サービス利用契約の申込みの前に、本部が別途定めるプライバシーポリシー(URL: <https://premium-water.net/pp/>)を必ず確認し、その内容に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。
- 4. 本規約に定めるほか、本部が本サービスに関して取得するお客様に関する情報の利用範囲、第三者開示の有無その他の詳細は、本部が定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

第15条 本サービスの利用契約の移転

- 1. 本部は、本サービスの利用契約の契約上の地位を第三者に対して移転する場合があります。この場合、本サービスの利用に関して本部が知るお客様に関する情報は、第三者に移転するものとします。

- 2. 本部は、本条1項に基づいて契約上の地位が移転しても、お客様に対し、第三者から本サービスと同等のサービスの提供ができるように最善の努力をおこないます。
- 3. 本条1項が適用される場合、契約上の地位を移転する本部は、移転先となる第三者の名称等をお客様に通知するものとし、この契約上の地位の移転を希望されないお客様は、本部が指定する連絡先(特段の指定がないときはカスタマーセンター)宛てにご連絡いただくものとします。なお、本部がこの通知を送付してから7日以内にご連絡がない場合、お客様は契約上の地位の移転についてご承諾いただいたものと取り扱います。

第16条 損害賠償等

- 1. お客様は、以下各号のいずれかに該当する場合、本部に対し、別記に定める製品補償料を支払うものとします。なお、お客様から製品補償料をお支払いいただいた場合、お支払いと同時に本製品の所有権はお客様に移転するものとし、それ以降、本部は本製品に対して一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 第7条所定の遵守事項に反して本製品を使用することにより本製品が破損、分解、解体等された場合
 - (2) 本部が別途指定した日より30日以内に、本部において本製品の返却が確認されない場合
- 2. お客様は、本条1項1号に該当する場合であっても、修理・部品交換で本製品の正常な使用が可能となると判断した場合、製品補償料の支払いに代えて、本部が別途定める料金をお支払いいただくものとします。
- 3. お客様は、本条1項から2項に定める事項のほか、本サービス利用契約への違反又はその履行に起因又は関連して本部に損害を与えた場合、この損害を賠償いただくものとします。ただし、お客様の責めに帰すことができない事由によって生じた損害については、この限りではありません。
- 4. お客様は、本サービスの利用期間中に生じた本部に対する債務については、本部の指示に従い、本サービス利用契約の終了時までに速やかに支払うものとします。また、お客様は、本サービス利用契約が終了した時点でもなお未履行の債務があるときは、その終了後も履行の責任を負うものとします。

第17条 免責及び責任制限

- 1. 本部が本サービスを提供できなかったことが、以下各号のいずれかの事情によるときは、本部はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。ただし、本サービスを提供できなかったことにつき、本部の責めに帰すべき事由があるときは、この限りではありません。
 - (1) 天災・地盤等の災害を被ったとき
 - (2) 法令の制定、改廃、行政指導のあったとき
 - (3) 悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき
 - (4) 本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき
 - (5) 本項1号から4号までの各号に類する事由が生じたとき
- 2. 本条1項の事情が解消される見込みがない場合、本部は、お客様へ本サービスの提供を将来にわたって『休止』することができます。ただし、この場合、『休止』期間中には別記に定める休止手数料は発生いたしません。
- 3. 本部は、本部との間で本サービス利用契約を締結しているお客様に対してのみ本契約上の責任を履行するものとし、有償又は無償を問わず、本部の承諾なく本商品又は本製品を取得した第三者に対して何ら本サービス利用契約上の責任を負わないものとします。
- 4. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本サービス利用契約に関して本部がお客様に対して負担する損害賠償の範囲は、本部の責めに帰すべき事由により又は本部が本サービス利用契約に違反したことが直接の原因でご契約者様に現実に発生した通常の損害に限定され、本部の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、拡大損害は賠償の範囲から除かれるものとします。
- 5. 本部が責任を負う場合、その範囲はお客様のご利用金額の3か月相当分を上限とするものとします。
- 6. 本条4項及び5項の規定は、本部の故意又は過失によってお客様(消費者契約法(2000年5月12日法律第61号)第2条1項で定義する「消費者」)に該当する場合に限りません。に損害を与えた場合又はその他の本サービス利用契約に対して適用される法令に抵触する場合には、これを適用しないものとします。
- 7. お客様は、本部による本サービス利用契約の履行にあたってはお客様ご自身の協力が必要となる事項があること(本商品等の配送及び回収を含みます。)をご了承いただくものとし、本部はお客様の協力が得られるように合理的な努力をおこないますが、この協力が得られないことによって本部がこの履行をおこなうことができないときはその未履行について責任を免れるとともに、本部による本サービス利用契約の未履行によってお客様が被る不利益等についてはお客様ご自身で負担いただくものとします。
- 8. 本部は、本商品等の製造又は販売中止により修理・代替品の交換、提供が不可能となつた場合、当然に本サービス利用契約を終了することができるものとします。

第18条 配送地域の制限等

- 1. 本部は、お客様の指定する配送先が、本部が別途指定する地域内(以下「指定地域」といいます。)にあるときは、お客様の事前の同意を要することなく、お客様に配送する本商品の種類を別途本部が指定する種類(以下「指定商品」といいます。)に制限又は変更するものとします。また、お客様が配送先を指定地域内に変更した場合も同様の措置を講じるものとします。
- 2. 本条1項の適用により指定商品をご利用のお客様が配送先を指定地域外に変更した場合には、本部は、変更後の配送先を基準にお客様のご負担の有無その他の事情に照らして適切と判断する種類の本商品をお客様に提供いたします。
- 3. 本部は、本商品に係る各製造場所での生産状況、物流事情その他諸般の事情に照らして、お客様に対する提供条件を維持しながら本サービスを運営する事が困難なときは、事前に通知することにより、お客様の事前の同意を要することなく、当該時点でお客様に配送する本商品の種類を変更することができるものとします。この場合、本部は、お客様の指定する配送先への持続的かつ安定的な供給に適した場所で製造された種類の本商品を配送するものとします。

4. 本部は、指定地域又は指定商品の内容の変更をおこない、又は本条3項の変更をおこなう場合、第20条1項から3項までの各規定に準じた手続きをおこなうものとします。

第19条 委託

本部は、お客様に対する事前の通知及び承諾を得ることなくして、本部の裁量に基づき、本サービスの運営に関する業務（代金等の請求及び受領、本サービスにかかる資料の発送、本製品の配達及び回収等の業務を含みます。）の一部を販売店その他の第三者に委託することができるものとします。

第20条 規約及び代金等の変更、承認

1. 本部は、お客様に対する事前の承諾の取得及び個別の通知をおこなうことなく、市場の動向及び社会情勢等その他の事情に応じて、いつでも本規約の定め（別記の内容を含みます。）並びに代金等、本サービスの内容及び条件等（以下、これらを総称して「規約等」といいます。）を適正な範囲において変更することができるものとします。ただし、ご利用いただいているお客様に大きな影響を与える変更やお客様への十分な配慮が必要となる変更となるときは、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともにお客様に対する不利益を緩和するための合理的な措置を講じるものとします。
2. 本条1項に基づく変更は、本部が公式ホームページへの掲載その他適切と判断する方法によってお客様に対して告知することによっておこなうものとします。ただし、本部は、本条1項に基づく変更にあたり、規約等の変更内容に応じた効力発生日を定めるとともに、変更をおこなう旨及び変更後の規約等の内容及び効力発生日を告知するものとします。
3. 本条1項に基づく変更の効力は、本条2項に基づいて告知した効力発生日に生じるものとします。
4. 本部は、本条1項に基づく規約等の変更の効力が適法に生じた場合、お客様が変更後の規約等に同意したものとみなして変更後の規約等を適用するものとします。

第21条 特約の適用

1. 本部は、お客様個別に特別の合意・約束（以下「特約」といいます。）をおこなうことがあります。その場合、規約等にかかわらず特約の内容が優先されるものとします。
2. 特約に記載のない事項については、すべて規約等に準じるものとします。

第22条 準拠法

本規約の有効性、解釈、履行等に関しては、日本法が適用されるものとします。

第23条 分離可能性

本規約に定める条項の一部が無効とされた場合であっても、他の条項の有効性に影響を与えないものとします。この場合、この無効とされた条項は、当初に意図された経済的目的が可能な限り達成できる有効な条項に当然に置き換えられるものとし、お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第24条 裁判管轄

本部とお客様との間で本規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 その他

1. 本部は、本部が別途定める「プレミアムウォーターポイント利用規約」（以下「ポイント利用規約」といいます。）に基づき、本サービスの利用に関連してお客様にポイントを付与することができます。このポイントの付与及び利用等に関してはポイント利用規約が適用されます。
2. 本部は、本条1項のほか、お客様に対し、本サービスに付帯する商品又はサービスを提供することができます。その場合、本部は、この付帯する商品又はサービスの提供条件等を本部が別途指定するウェブページに掲載するものとし、お客様はこの条件に従ってこの付帯する商品又はサービスをご利用いただぐものとします。
3. 本部は本サービスが『解約』となる場合、原則として、本条2項に記載の商品又はサービスについても同時に提供を終了するものとします。
4. 本部は、お客様に対する通知又は連絡（以下「通知等」といいます。）をおこなう場合、お客様がその通知先又は連絡先（以下「通知先等」といいます。）として本部に届け出た最新の情報をもとにこれをおこないます。本部が合理的な努力をおこなっても通知先等が不明な場合、本部が知る最新の通知先等に対する通知等をもって本部の果たすべき義務の履行は完了したものと取り扱うとともに、お客様に対して通知等が到達したものと取り扱います。
5. 本規約のいずれかの条項又はその一部が本規約に適用される法令等（新たに制定される法令及び改正後の法令を含みます。）により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効又は執行不能と判断された条項又はその一部以外の本規約のその他の条項等については継続して完全に効力を有するものとします。

2026年1月15日改定

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様がお申込み（契約）をされた場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面を郵送又はFAXで送信すること若しくは電磁的方法（電子メールの発信を含みます。）により無条件でお申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）をおこなうこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力は書面を発信した時（郵送のときは郵便消印日付、FAXのときはその送信日）又は電磁的方法で発信した時（電子メールのときはその送信日）から発生します。ただし、お客様が自己の営業のために又は自己の営業としてお申込み（契約）をされたときは、クーリング・オフをすることができません。

2. ①お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、これに伴って損害賠償又は違約金のお支払いを請求されることはできません。②お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用等の支払義務はありません。③お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、すでに代金又は対価の全部又は一部を支払っているときは、速やかにその全額を本部から返還します。④お客様は、商品の使用又は役務の提供により得られた利益、権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払いを請求されることはできません。⑤お客様は、クーリング・オフをおこなう場合、本サービスに係る役務の提供等に伴って建物その他の工作物の現状が変更されたときは、本部に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフをおこなわなかった場合は、事業者から、法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。
4. クーリング・オフを希望されるお客様は、後記のとおり必要事項をご記入の上、本部宛てに郵送又はFAX若しくは電磁的方法（電子メール等）でお送りください。（簡易書留扱いで郵送が確実です。）

※郵送先：

【2026年3月29日到着分まで】

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1-23-26 神宮前123ビル

【2026年3月30日到着分より】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3-13 ヒューリック神谷町ビル7階

プレミアムウォーター株式会社 行

※FAX送信先：03-5468-0355

FAXの場合は必ず宛先に「プレミアムウォーター株式会社宛」を記載してください。

※電子メールの場合：cs@waterdirect.jp

電子メールの場合は必ず件名に「クーリング・オフ」と記載してください。

※クリティア カスタマーセンター：0570-032-117

【必要事項】

- ①申込（契約）年月日
- ②販売店（取次店）名
- ③商品・サービス名
- ④ご住所
- ⑤ご契約者様名（フルネーム・フリガナつき）
- ⑥電話番号
- ⑦「上記①記載の日付の申込は撤回、又は契約解除します。」という旨の文言

件名：クーリング・オフ

本文：

- ・申込（契約）年月日
- ・販売店（取次店）名
- ・商品・サービス名
- ・ご住所
- ・ご契約者様名（フルネーム・フリガナつき）
- ・電話番号

上記日付の申込は撤回、又は契約解除します。

【メール見本】

■本規約の対象となる具体的なプランの名称(第1条)

ずっとCLYTIAプラン
スタンダードプラン
富士山のお水7ℓ(スタンダードプランの定めに準じます。)

■ご利用条件・ご利用資格(第2条)

1. 本サービスは、原則、20歳未満の方はお申込みいただけません。
2. 本サービスのご利用提供外地域は以下のとおりです。

提供外地域	① 日本国外 ② 日本国内のうち以下の地域 沖縄県全域 ③ 前記①及び②に定めるほか、本部及び本部指定の配送事業者が配送地域外とする地域
-------	---

■最低利用期間(第2条)

1. 本サービスの利用期間は、本サービスの利用開始日から以下の各プランに応じて定める利用期間とします。
2. 本サービスの利用開始日を起算日としたうえで、お申込みいただいた本プランの最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、契約解除料をお支払いいただきます。

プラン名	最低利用期間
ずっとCLYTIAプラン	3年間
スタンダードプラン	2年間
富士山のお水7ℓ	2年間

■届出事項・配送基本ルール(第2条)

お客様は、本サービスのお申込時に、以下に定める届出事項及び配送基本ルールを届け出るものとします。

届出事項	配送基本ルール
(1) 氏名	(1) 配送先の指定
(2) 住所	(2) 配送先の居住形態
(3) 電話番号	(3) 初回配送：本商品等の配送希望日及び初回配送時間帯
(4) メールアドレス	(4) 定期配送：本商品の1配送あたりの配送本数
(5) 決済方法	(5) 定期配送：本商品の1配送あたり配送周期及び配送時間帯
(6) 本商品の種類の指定	(6) その他本部が別途指定する事項
(7) 本製品の機種及びカラーの指定	
(8) その他本部が別途指定する事項	

■初回登録事務手数料(第2条)

お客様は、本サービスのお申込みにあたり、初回費用として以下の初回登録事務手数料をお支払いいただきます。

初回登録事務手数料	本製品1台あたり 3,564円(税込)
-----------	---------------------

■クリティアカスタマーセンターのお問合せ先(第3条)

- お問合せ先
 - ・電話からのお問合せ 0570-032-117
 - ・インターネットからのお問合せ cs@waterdirect.jp
- 受付時間 平日10:00～17:30・土日祝日10:00～17:00(年末年始を除く)

■配送事務手数料(第4条)

配送基本ルールを含むお客様のご依頼による本部からの本商品等が、お客様の都合により受取未了となり本部に返送された場合、以下の配送事務手数料が発生します。

配送事務手数料
本商品の場合1配送あたり 1,210円(税込)
本製品の場合1配送あたり 5,500円(税込)

■レンタル料の一括払い(第5条5項)

本製品のうち以下のものをご利用のお客様は、以下の期間が到来するときまでに『解約』が生じたときは、この期間のうち未経過月数分のレンタル料を一括で支払うものとします。

本製品別の最低利用期間	
amadanaグランデサーバー、famfit2	レンタル料が発生した月から起算して3年後となる月の末日

■債権譲渡(第6条)

1. 本部は、本サービス利用契約に基づいて発生する代金等にかかる一切の金銭債権(以下「本件債権」といいます。)については、その発生と同時に本商品等の販売取次店(具体的な事業者名等については本部がお客様に対して別途適切な方法で告知するものとし、以下「本件債権譲渡先」といいます。)に譲渡するものとします(以下「本件債権譲渡」といいます。)。
2. お客様は、本件債権譲渡に対して異議なくこれに承諾するものとし、本件債権譲渡先からの本件債権に係る履行の請求があるときは、本件債権譲渡先の定める支払方法及び支払期日に従って本件債権の履行に応じるものとします。また、お客様は、本部に対して何らかの権利を主張できる場合であっても、本件債権譲渡先からの本件債権の履行の請求があるときは、この権利を主張することはできないものとします。ただし、本サービス利用契約に適用される強行法規においてお客様に取消権又は解除権(クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。)が認められている場合におけるこれらの権利については、この限りではありません。
3. お客様は、代金等の支払方法及び支払期日を変更することを希望する場合には、本件債権譲渡先が別途定める方法に従ってその旨を届け出たうえで、本件債権譲渡先の承諾を得るものとします。
4. お客様は、本部が本件債権譲渡の際にお客様の氏名、住所及びお客様契約番号等の情報(本件債権譲渡先がお客様へ譲渡債権の履行を請求するために必要な情報であって、本部が別に定めるものに限ります。)を本部が本件債権譲渡先へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
5. お客様は、本件債権譲渡先が本件債権に係る情報(本件債権譲渡先への支払状況に関するものであって、本部が定めるものに限ります。)を本部に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
6. 本件債権譲渡先におけるお客様の情報に関するお取扱いについては、本規約で定めるほか、本件債権譲渡先において定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

■領収書の発行(第5条9項)

本件債権譲渡がおこなわれる場合、第5条9項の定めにかかわらず、代金等の支払いに関する領収書及びその明細等は本部又は本件債権譲渡先が別途指定する方法によって発行されるものとします。なお、本件債権譲渡先がこれらの発行をおこなう場合に別途手数料等を定めるときは、お客様は、この定めに従って手数料等を本件債権譲渡先にお支払いいただくものとします。

■お客様による『休止』の申出期日(第8条)

お客様は、『休止』を希望する場合には、本商品の次回配送予定日の5日前(北海道地域は6日前)のカスタマーセンターの受付時間の終了時刻までにご連絡いただくものとします。

■『休止』における休止手数料(第8条・第9条・第10条)

お客様による受領が確認できた本商品に係る本商品の出荷日のうち、『休止』日から最も近接する日の属する月(以下「起算月」といいます。)より起算し、起算月の翌月を1か月目と数えたうえで、以下の表に掲げる経過月の末日まで連続して本商品の出荷が確認できない日数に応じて、以下の休止手数料が発生します。

基準日	休止手数料
2か月目となる月の末日	左記の日の経過後 本製品1台につき1,100円(税込)
3か月目となる月の末日	左記の日の経過後 本製品1台につき1,100円(税込)
4か月目となる月の末日	左記の日の経過後 『強制解約』(第10条所定の契約解除料の発生)

■『解約』における契約解除料(第10条)

本サービスの利用開始日から最低利用期間の満了日の前日中までに『解約』がある場合、お申込みいただいた本プランに応じて、以下の契約解除料が発生します。

契約解除料	
ずっとCLYTIAプラン	13,500円(不課税)
スタンダードプラン	12,500円(不課税)
富士山のお水7ℓ	12,500円(不課税)

■『製品変更』における変更事務手数料(第11条)

『製品変更』を希望される場合、原則無償で承ります。ただし、以下の申出期日を経過後にご連絡をいただいた場合、本製品の出荷に入っているため、本製品を受領する前までは、以下の変更事務手数料が発生します。なお、本製品の受領後に本製品の変更を希望される場合、交換事務手数料が発生します。

申出期日	お客様による実際の申出時期	発生する手数料等
本製品の配 送予定日か ら起算して 5日前(北 海道地域 は6日前) のカス タマーセン ター受付時 間の終了時 刻まで	お客様による申出が申出期日 までにおこなわれた場合	変更事務手数料 0円(無償)
	お客様による申出が申出期日 を経過し、かつ、本製品を受 け取る前までにご連絡をいた いた場合	変更事務手数料 本製品 1台あたり 5,500円(税込)
	本製品を受け取った後にご 連絡をいただいた場合	交換事務手数料 本製品 1台あたり 所定の交換事務手数料 (第12条参照)

■『製品交換』における交換事務手数料(第12条)

『製品交換』を希望される場合、現在利用する本製品に係る配送予定日(この配送予定日に従って本部が本製品を出荷し、かつ、本部に返送されることなくお客様が本製品を受領したことを本部が確認できた場合における当該配送予定日に限ります。)から起算して『製品交換』を申し出た日までの期間に応じて、以下の交換事務手数料が発生します。

ご利用期間	上記配送 予定日から 1年未満	上記配送 予定日から 1年以上 2年未満	上記配送 予定日から 2年以上 3年未満	上記配送 予定日から 3年以上 4年未満	上記配送 予定日から 4年以上
amadanaグラン デサーバー	13,750円 (税込)	13,750円 (税込)	11,000円 (税込)	8,250円 (税込)	6,160円 (税込)
amadanaスタ ンダードサー バー、スリムサー バー4(床置タイ プ・卓上タイプ)	14,300円 (税込)	11,000円 (税込)	7,700円 (税込)	5,500円 (税込)	5,500円 (税込)
famfit2	31,900円 (税込)	22,000円 (税込)	13,200円 (税込)	5,500円 (税込)	5,500円 (税込)

■『利用開始前キャンセル』について(第13条)

『利用開始前キャンセル』を希望される場合、以下の申出期日までにカスタマーセンターに申し出たものに限り、無償で承ります。なお、以下の申出期日を経過後にご連絡をいただいた場合、本製品の出荷に入っているため、本製品を受領するまでは、『製品変更』に準じて変更事務手数料をお支払いいただくものとします。また、本製品を受領した後のキャンセルは、最低利用期間の満了日の前日中までの『申出解約』となるため、契約解除料が発生いたします。

申出期日	お客様による実際の申出時期	発生する手数料等
本製品の初 回配 送予 定日か ら起 算して 5日前(北 海道地 域は6日 前のカス タマーセン ター受付時 間の終了時 刻まで	お客様による申出が申出期日 までにおこなわれた場合	変更事務手数料 0円(無償)
	お客様による申出が申出期日 を経過し、かつ、本製品を受 け取る前までにご連絡をいた いた場合	変更事務手数料 本製品 1台あたり 5,500円(税込)
	本製品を受け取った後にご 連絡をいただいた場合	契約解除料 本製品 1台あたり 所定の契約解除料 (第10条参照)

■個人情報の利用目的(第14条)

本部がお客様の個人情報を利用する目的は、以下のとおりとなります。

- ① 本サービス利用契約の申込み及び本サービス利用契約の締結、本商品等の配達、代金等の請求、本サービスに関するお問合せ、緊急時の連絡及びお客様情報管理その他の各種連絡対応管理のため
- ② 本部及びグループ会社の取り扱う商品又はサービスその他本部のおこなう各種キャンペーン等のご案内、関連商品のマーケティング活動、マーケティングデータの調査統計分析、各種イベントの管理及び販売促進の実施のため(キャンペーン、アンケートのお知らせ、サービス改善ヒアリング等のご依頼の実施、キャンペーン等の実施及び当選の連絡及び景品等の発送等を含みます。)
- ③ 本部及びグループ会社の取り扱う商品又はサービスの開発及び改善のため
- ④ 取引先等より個人情報の取扱業務を委託された場合においてこの委託された業務を実施するため
- ⑤ お客様と本部との間の契約又は法令に基づく権利の行使又は義務の履行のため
- ⑥ 前記①から⑤までに掲げるほか、本部が取り扱う商品又はサービスにおいて個別に定める目的のため
- ⑦ 前記①から⑥までに掲げるほか、各種連絡、対応管理、関連資料の送付等のため
- ⑧ 前記①から⑦までに掲げる事項の達成のために外部に本部の業務を委託するため

■製品補償料(第16条)

『解約日』より30日以内に、本部において本製品の返却が確認されない場合には、以下の費用をお支払いいただきます。

製品補償料	本製品1台あたり 33,000円(税込)
-------	-----------------------------